⑦　「設計審査会」の設置対象工事
⑧　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑨　難工事施工実績評価対象工事
⑩　難工事功労表彰評価対象工事
⑪　ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事【発注者指定型】
⑫　工事工程表の開示試行工事
⑬　週休２日制適用工事【交替制モデル工事】
⑭　新技術導入促進（Ⅰ）型
⑮　段階選抜一次審査選抜者数拡大
⑯　「生産性向上チャレンジ」試行工事
⑰　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
⑱　条件明示チェックリスト開示の試行工事
⑲　「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事
⑳　ＣＣＵＳ義務化モデル工事

⑾　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年９月29日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）からＲ４霞ヶ浦導水石岡トンネル（第４工区）新設工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㋐　シールド工法（密閉型）によるトンネル工事で、施工（掘進）延長1.5㎞以上であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。

㋑　シールド工法（密閉型）によるトンネル工事であること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は上記㋑の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥　工事全般の施工計画が適正であること。

⑦　一次審査申請書及び一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑧　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。また、本発注工事は受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。

また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

②　１人の者が、平成19年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴⑤㋐に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者は上記⑴⑤㋐の工事経験を有し、その他の構成員の主任（監理）技術者は、元請けとして上記⑴⑤㋑の工事経験を有すること。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の主任（監理）技術者が上記⑴⑤㋐の工事経験を有し、その他構成員の主任（監理）技術者は、元請けとして上記⑴⑤㋑の工事経験を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式―１－１で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

⑶　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。